



パートナー(弁護士)

# 髙山崇彦

# Takahiko Takayama

使用言語 日本語 / 英語

# Career経歴

1966年 生

1985年 3月 長野県松本深志高等学校卒業

1989年 3月 中央大学法学部法律学科卒業

1993年 4月 最高裁判所司法研修所入所

1995年 4月 大阪地方裁判所判事補

1997年 4月 東京地方裁判所判事補 キヤノン株式会社出向

1998年 4月 東京地方裁判所判事補

1999年 7月 法務省民事局付検事

2006年 4月 東京地方裁判所判事

2007年 4月 第一東京弁護士会登録

TMI総合法律事務所にパートナーとして参画

### SPECIALTY

## 取扱分野

商事関連争訟/株主総会/支配権・経営権争い/コーポレートガバナンス/M&A/リスクマネジメント/不正調査/保険/金融レギュレーション/バンキング/消費者対応/事業再生・倒産処理

#### AFFILIATION

# 登録・所属

第一東京弁護士会(2007) / 金融法委員会 委員 / 信託協会 あっせん委員会 委員 / 東京三会金融ADR仲裁人候補者 / 全日本スキー連盟 監事 / 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 正会員 / 日本サッカー協会 規律委員会 委員長 / 参議院事務局 情報公開苦情審査会 委員 / 太平洋協会 理事 / 日本バドミントン協会 倫理・コンプライアンス委員会 委員長 / ジャパンラグビーリーグワン 規律委員会 委員 / 金融ロイヤーフォーラム 理事 / 保険ロイヤーフォーラム 理事

#### PUBLICATIONS • EVENTS

論文・著書・セミナー

2022/02/17 著書 『新たな信託ソリューションと法務

-円滑なM&A・事業承継等のために-』

2021/04/17 著書 『実務逐条解説 令和元年会社法改正』

2021/03/01 著書 『最新青林法律相談37「民事執行の法律相談」』

#### 0ther

専門分野・その他の取扱分野/論文/著書

■専門分野・その他の取扱分野

株主総会対応 / 支配権争い

■その他の論文・著書

2011

「民事再生法判例の分析と展開」 金融・商事判例 No. 1361 (2011年3月15日発行) (共著)

2011

「第三セクター向け融資に係る地公体との損失補償契約をめぐる銀行実務上の法的問題—東京高裁平成22年8月30日判決の分析とその影響—」金融(日本銀行協会月間機関誌) 2011年3月号(第768号) (講演記録)

2010

「特集 現代取引社会における債権譲渡の法務と課題 債権譲渡の対抗要件と抗弁の切断」 季刊事業再生と債権管理 2010年7月5日号 (No. 129)

2010

「〈座談会〉法務セクションの果たす役割の変化と今後求められる人材」 金融法務事情 2010年4月10日号 (1895号)

2009

「民法(債権法)改正に伴う金融取引への影響」 金融法務事情1866号 (座談会)

2008

『信託と倒産』 商事法務(共著)

2008

「ブルドックソース事件判例評釈」 法律のひろば

2007

「ABLにおける公示制度の概要」 事業再生と債権管理118号

2006

「進展する民事立法と民事法務行政」 テイハン(共著)

2006

「詳解 民事再生法」 民事法研究会(共著)

2005

「一問一答[改訂版]動産・債権譲渡特例法」 商事法務(共著)

2005

「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する 法律」の施行に伴う関係政省令の改正の概要(上・下) NBL 817・818号

2004

「一問一答新しい破産法」 商事法務(共著)

2004

「概説 新破産法」 金融財政事情研究会(共著)

2004

「民事執行法施行令の改正の概要 差押禁止金銭・債権の額の変更」 金融法務事情1702号

2003

「一問一答 新会社更生法」 商事法務(共著)

2003

「新しい会社更生法」 金融財政事情研究会(共著)

2001

「一問一答 個人再生手続」 商事法務(共著)

2001

「民事再生法第二百四十一条第三項の額を定める政令の概要」 NBL 710号

2000

「民事訴訟法辞典」 信山社(共著)

1999

「倒産手続と担保権・否認権・相殺権の諸問題」 経済法令研究会(共著)

## 関連する記事コンテンツ

[執筆情報] 『新たな信託ソリューションと法務 -円滑なM&A・事業承継等のために-』

# 著書 # M&A

[執筆情報] 『実務逐条解説 令和元年会社法改正』

# 著書

『最新青林法律相談37「民事執行の法律相談」』 [執筆情報]

# 著書



√ TMI総合法律事務所